



宮監公表第14号
令和4年2月24日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河野 まつ子
河木 敏
森 太
黒木 恒一郎

宮崎市監査委員印

令和2年度行政監査における意見についての措置状況の公表について

令和2年度行政監査における意見についての措置状況の通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

1 行政監査のテーマ

外部記憶媒体（U S Bメモリ）の管理状況について

2 講じた措置の内容

別紙のとおり



令和2年度行政監査における意見についての措置状況通知書

令和2年度行政監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

監査のテーマ：「外部記憶媒体（ＵＳＢメモリ）の管理状況について」

1 監査対象課の状況

意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>(1) U S Bメモリの申請状況について</p> <p>調査の結果、各課が情報政策課又は上下水道局総務課へ申請していたU S Bメモリの数は3,876個であった。そのうち実際に保有していたのは3,267個（84.3%）であり、609個（15.7%）は保有していないかった。申請したまま保有していないかった609個については、すでに廃棄したものが458個（75.2%）、他課への転出者が所有しているものが13個（2.1%）、その他138個（22.7%）であった。その他138個の中には、所在不明のものが58個（42.0%）、個人所有のものが2個（1.4%）含まれていた。</p> <p>すでに廃棄したものについては、U S Bメモリの廃棄申請が疎かになっていたものであることから、廃棄後は速やかな事務処理を徹底されたい。</p> <p>所在不明のものについては、人事異動等に伴う変更時の申請が疎かになっていたものであり、紛失及び盗難による情報漏えいにつながる極めて重大な事案であることを認識し、原因究明に努めるとともに、今後は、保有数の定期的な確認を徹底するよう努められたい。</p> <p>個人所有のものについては、持ち帰りによる私物パソコンへの接続によるウイルス感染や紛失及び盗難による情報漏えいのリスクが懸念される。「実施手順書」においては、いかなる理由であっても個人所有の機器は、ネットワーク端末に接続してはならないとされており、早急に是正する必要がある。</p> <p>また、申請せずに保有していたU S Bメモリが122個であったが、本市のネットワーク端末は、一部の個人番号利用系の端末を除き、システム上の制限がかけられていないため、申請の有無に関係なく接続が可能であることから、</p>	<p>令和3年7月2日付宮情第108号「セキュリティ実施手順書等の見直しについて（通知）」において、監査報告を踏まえたU S Bメモリの管理方法の見直しについて全課に通知した。</p> <p>その中で「①管理については、「U S Bメモリ管理簿」により各課室等で管理を行い、毎年4月に管理状況について情報政策課（上下水道局は上下水道局総務課）に報告すること。②U S Bメモリの大容量化等に伴い、他の電磁的記録媒体と同様に住民の権利が侵害される、又は行政事務の安定的な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報資産については施錠可能な場所への保管を行うものとすること」を周知した。各課においては当該通知に基づき適正に管理を行うこととした。</p> <p>また、個人のU S Bメモリを恒常的に持込み接続しないよう、業務上の必要性を十分に考慮し、必要と認められる場合は課において準備するとともに、ファイルサーバでの情報管理等、U S Bメモリによらない安全な情報管理を行うよう職員に周知した。</p>

<p>各課において購入したUSBメモリはすべて申請し、管理を徹底されたい。</p>	
<p>(2) 申請しているUSBメモリの管理状況について ①USBメモリの保有数・使用者の確認、廃棄処理について</p> <p>情報政策課は、USBメモリの管理について、申請番号を貼付し使用者を含め管理の徹底を行い、廃棄する際はデータを消去し復元不可能な状態にするように各課へ依頼している。</p> <p>令和2年度にUSBメモリの保有数・使用者の確認を行っていた課は、全課101課のうち97課であったものの、実際には申請したまま保有していなかったUSBメモリが609個あったことから、確認の方法について検討されたい。</p>	<p>ネットワーク機器に係るセキュリティ実施手順書を見直し、情報セキュリティ実施手順書（以下「実施手順書」という）として全面的に改訂を行った。その中でUSBメモリの管理については、ネットワーク機器管理責任者（各課室等の長）がUSBメモリ管理簿により管理することとし、年度当初（4月）にネットワーク管理者（情報政策課長、上下水道局総務課長）に提出することとした。</p>
<p>②USBメモリの保管場所について</p> <p>申請し保有していたUSBメモリ3,267個のうち、使用者の机で保管されていたものが2,757個（84.4%）であった。</p> <p>また、保管場所が施錠されていたものは278個（8.5%）であった。</p> <p>USBメモリは小型軽量で利便性が高く保管場所を選ばないことから、多くが使用者の机で保管されていたが、使用者が外部へ持ち出すことも容易になり、私物パソコンへの接続によるウイルス感染や紛失及び盗難による情報漏えいのリスクが懸念されるため、保管場所が適切かを確認するとともに施錠の必要性について検討されたい。</p>	<p>「実施手順書」とともに見直し改定を行った「宮崎市情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策について」において、「USBメモリは、使用時以外は鍵付きの引き出しやキャビネットに保管するなど、紛失や盗難のリスク軽減を図ること」とした。</p>

2 情報政策課の状況

意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>情報政策課によると、庁内のUSBメモリの使用状況を把握し、個人所有のUSBメモリの使用を抑止するため、「申請書」による運用を導入したことであった。</p> <p>しかし、現状では、上下水道局各課の「申請書」については、上下水道局総務課が集約しており、情報政策課は、上下水道局の申請状況について全く関知していなかった。さらに、情報政策課においては、上下水道局総務課との連携や情報共有はなく、申請の集計や実態調査等も行ってお</p>	<p>上下水道局（以下「局」という。）のネットワーク及び端末（一部端末を除く）については、局で調達・管理していることから、「実施手順書」において、局におけるネットワーク管理者を設置し、「上下水道局総務課長」をその任に充てることとした。</p> <p>USBメモリ接続申請書についてネ</p>

<p>らず、全庁的な使用状況を把握する体制を整えていなかった。</p> <p>また、「実施手順書」においては、USBメモリ等の周辺機器をネットワーク端末に接続する際は、規定されている「周辺機器接続申請書」により、情報政策課長に申請し、許可を受けなければならないとされているが、「申請書」による運用は「実施手順書」の規定に則しておらず、経緯や運用開始時期が不明であり、目的や取扱い基準を明確に示す規程等が十分に整備されないまま導入され、現在まで慣例的に引き継がれてきたものである。</p> <p>一方、廃棄の際は、「申請書」による申請を行うように周知しているものの、同様式は廃棄に対応したものではないため、廃棄申請の方法が曖昧な状況となっていた。</p> <p>情報政策課においては、このような状況を早急に見直し、USBメモリにおける情報セキュリティ対策を十分検討し、実効性のある体制や規程等を整備されたい。</p>	<p>ットワーク機器に係るセキュリティ実施手順書に規定されていなかったため廃止した。</p> <p>【再掲】USBメモリの管理について</p> <p>では、ネットワーク機器管理責任者(各課室等の長)がUSBメモリ管理簿により管理することとし、年度当初(4月)にネットワーク管理者に提出することとした。</p> <p>セキュリティの向上等のため導入した資産管理システムにおいて端末を管理することにより、各課室での管理としたUSBメモリの接続状況や、端末へのインストールソフトについて、情報政策課においてシステム的に管理し、定期的に確認することを今後検討する。</p>
---	---

3 情報セキュリティの周知状況

意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>情報セキュリティに関する研修について、情報化推進員・情報化推進リーダー又は情報化推進担当者、新規採用職員を対象に毎年実施されていたものの、情報セキュリティ管理者である課長を対象とした研修は実施されていなかった。</p> <p>「セキュリティポリシー」によると、情報セキュリティ管理者は、その所管する情報資産について管理責任を有し、適切に保管しなければならないとされていることから、管理者としての自覚をもって職務を遂行するため、研修を行う必要がある。</p> <p>また、情報政策課が実施した情報セキュリティに関する研修内容の周知については、各課において研修資料の供覧や個別研修を概ね実施していたものの、研修内容に含まれているUSBメモリの申請や管理等は徹底されていなかった。</p> <p>このことから、実効性の伴う研修の充実により、職員のセキュリティへの意識向上を図るとともに、「セキュリティ</p>	<p>情報セキュリティ管理者である課長等への研修及び情報化推進員や新人職員を対象として毎年実施している情報セキュリティ研修について、適切な実施時期、より実効性のある実施方法について検討する。</p>

「ポリシー」等の周知徹底に努められたい。

4 まとめ

意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>本市では、今年度から内部統制制度が導入され、「宮崎市内部統制に関する方針」に、内部統制の対象とする事務として、財務に関する事務のほかに、市長が管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要があると認める事務として「情報管理に関する事務」を加えている。その中で、情報セキュリティリスクのひとつとして、USBメモリ等の外部記憶媒体でデータを授受する際のウイルス感染を挙げており、重要性の高いリスクと位置づけ、対応策を整備している。</p> <p>しかしながら、今回調査した結果、必要以上に多くのUSBメモリを保有しており、申請されていたUSBメモリの中には所在不明になっているものや個人所有のものが含まれていた。これは、USBメモリの利便性が優先され、紛失及び盗難による情報漏えいのリスクに対する危機管理意識が希薄になっていることが原因と考えられる。情報セキュリティに関する事故が発生する可能性が高まっていることを、職員一人ひとりが強く認識されたい。</p> <p>なお、現在庁内では、全庁共有ファイルサーバ内で各課ごとのデータ管理が可能となっていることから、組織や業務内容に応じたUSBメモリの必要性について早急に検討されたい。</p> <p>また、情報政策課においては、「セキュリティポリシー」の全般的な遵守状況について定期的に自己点検を行い、USBメモリを含む情報セキュリティ対策のレベル向上に努められたい。</p> <p>今回の監査結果が、情報管理リスクの低減を図り、情報セキュリティの確保と職員の危機管理意識の向上につながることを望むものである。</p>	<p>令和3年7月2日付け宮情第108号「セキュリティ実施手順書等の見直しについて（通知）」、及び「宮崎市情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策について」において、USBメモリの管理等の見直しを行い、USBメモリの使用におけるセキュリティの向上を図った。なお、見直しの内容については職員へ周知した。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①USBメモリの管理については、ネットワーク機器管理責任者（各課室等の長）がUSBメモリ管理簿により管理することとし、年度当初（4月）にネットワーク管理者に提出すること。 ②USBメモリは、使用時以外は鍵付きの引き出しやキャビネットに保管するなど、紛失や盗難のリスク軽減を図ること。 <p>また、ファイルサーバでの情報管理等、USBメモリによらない安全な情報管理を行うよう職員に周知した。</p>

令和4年1月27日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正

